

災害復旧の設計実務について

平成30年5月15日

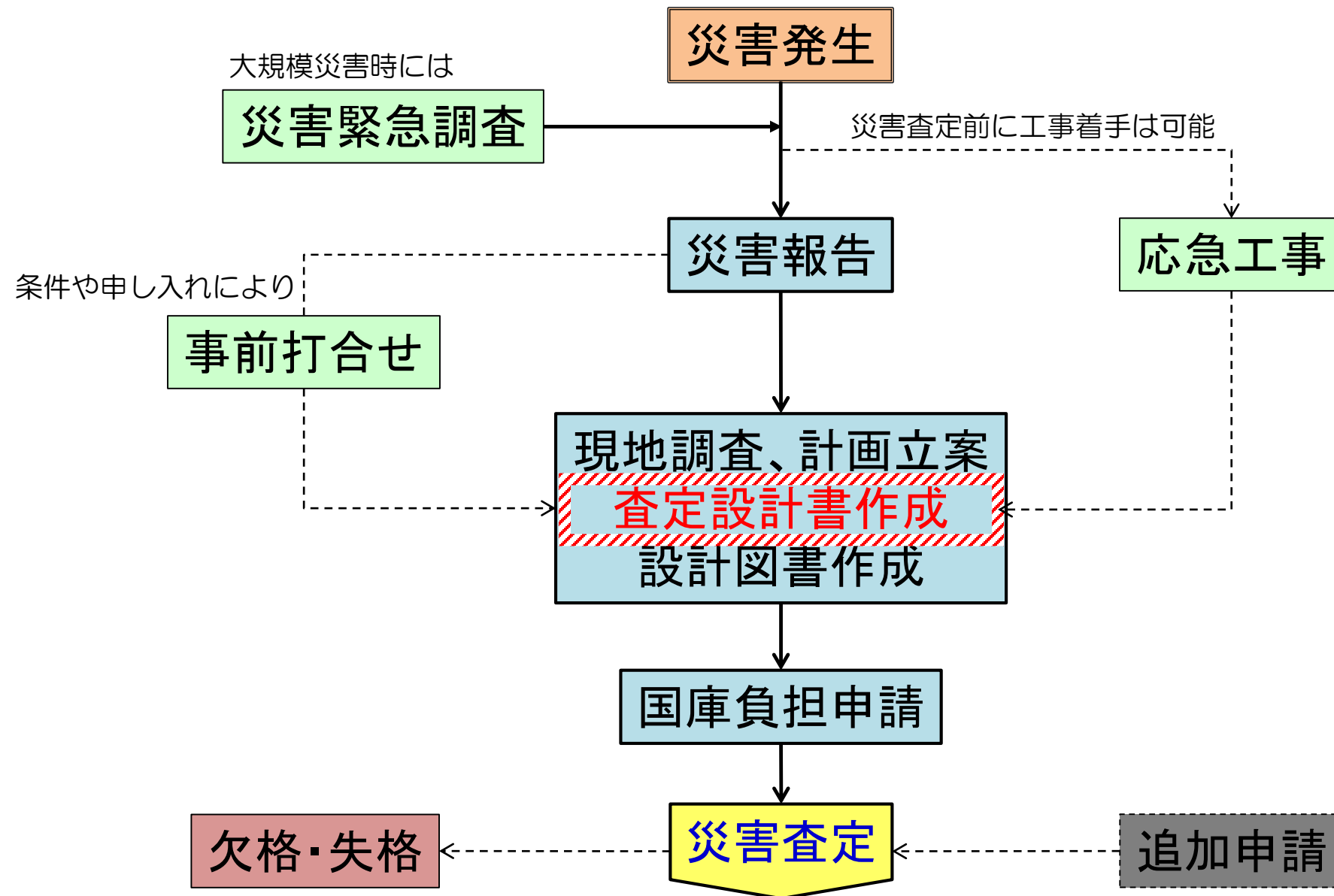
国土交通省水管理・国土保全局防災課

- **査定設計と実施設計**
- **総合単価**
- **設計変更**
- **平成29年度会計検査指摘事項**

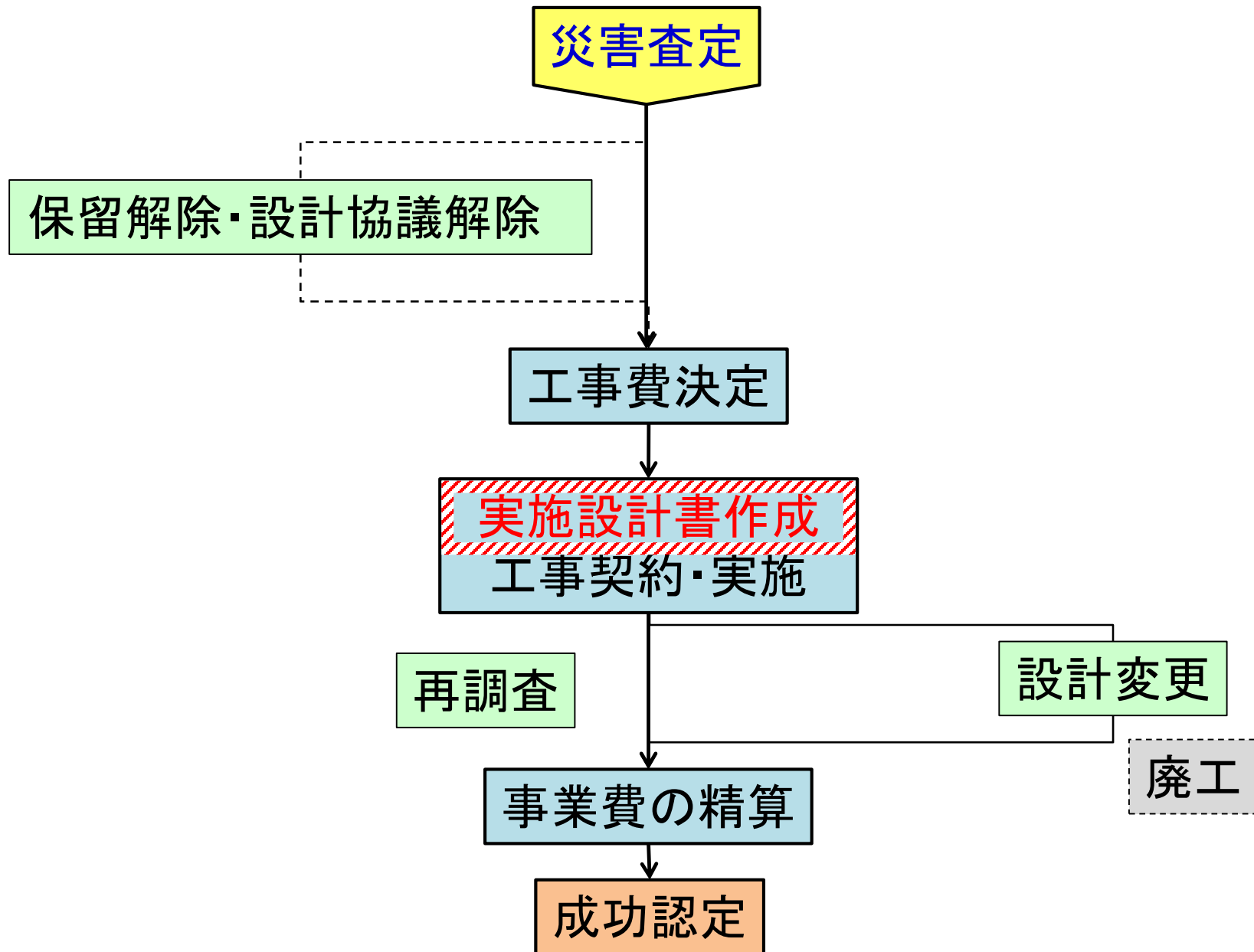
※引き続き、『大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）
及び事前ルール化について』を説明します

査定設計と実施設計

災害復旧事業事務の流れ(1)



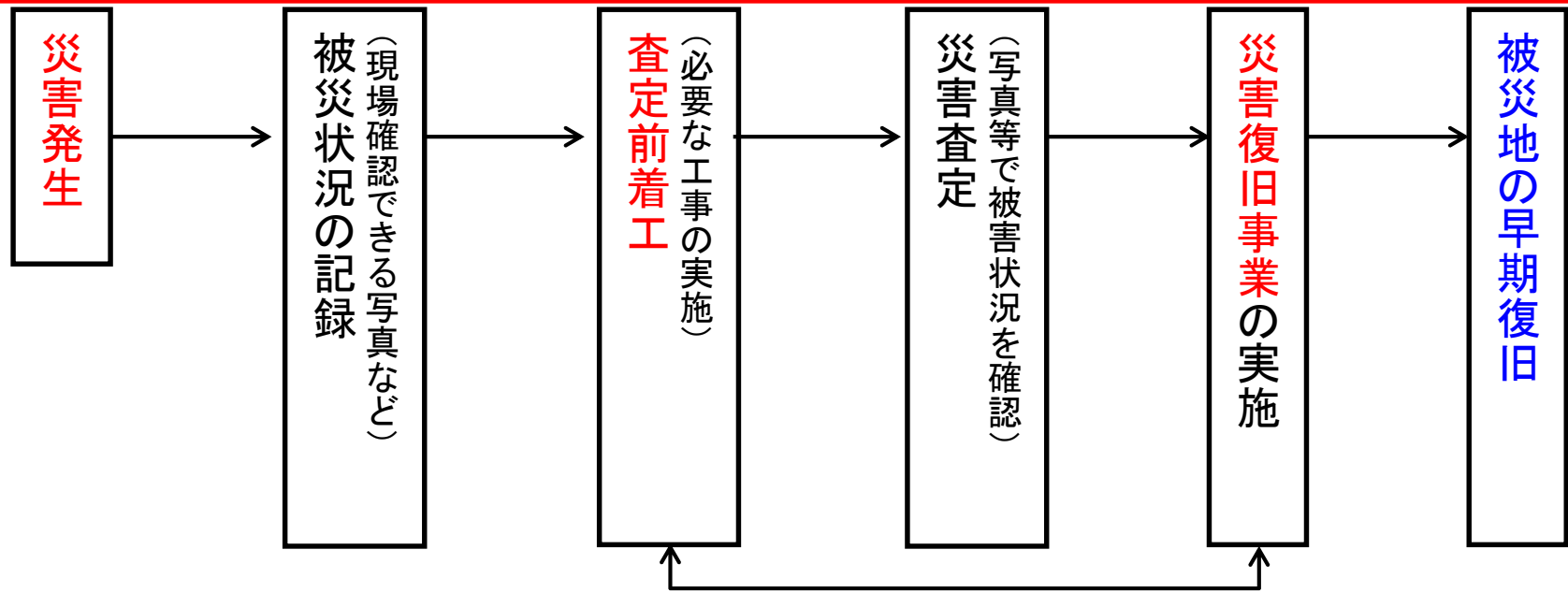
災害復旧事業事務の流れ(2)



査定設計積算と実施設計積算の違い

参考：応急工事（査定前着工）について

目的：公共土木施設が被災した場合、被害の拡大や二次災害の防止、早期の復旧を図るために行うもの。



査定前着工の実施事例



災害復旧事業による補助対象



道路の損傷について査定を待たずに応急工事を実施し、早期に仮設道路を設置

河岸の欠壊について、拡大防止のために大型土のうで対策を実施

査定設計積算と実施設計積算の目的

○**査定設計積算は、災害復旧事業費を決定することが目的**

→負担法第7条に規定する『災害復旧事業費を決定』するものであり、負担法施行令第6条第1項に定める『設計書』のこと

○**実施設計積算は、競争入札に付する価格（予定価格）を算定することが目的**

→会計法第29条第3項に定める『予定価格』を算定するものであり、適化法に基づく「補助事業等土木請負工事費積算基準」によって定められる

○査定設計書の作成は、**短期間で容易に積算**できるように配慮

【査定設計書の特徴】

- ① 設計計算の一部を**簡略化**することができる
(**水替日数の簡易式による算出など**)
- ② **総合単価**を使用することができる

一方で、『査定設計積算』と『実施設計積算』
の考え方が異なることで部分的に煩雑

○より効率的にするため、査定設計積算と実施設計積算の**違いを撤廃**

※平成26年より

- ①査定設計で使用する材料単価は「**査定時の市場価格**」
→ 実施設計と同様の市場価格にすることで、**単価の入替や価格乖離を低減させた。**
- ②査定設計での数値基準は**各都道府県の数値基準**
→ 実施設計と同様の設計数位にすることで、**数量のまとめ直しや違算を低減させた。**

<次ページ>

査定設計積算と実施設計積算の違い

③ 査定前に本工事を含めた復旧工事の全部を契約している場合は実施設計書で申請可能。契約していない場合でも指名通知済みや公告済みで実施内容に変更がない場合も同様

→ 未着手工事としての査定設計書作成を撤廃した。

④ 査定設計書の分離発注が可能

→ 『応急工事を含めたもの』『建設工事業種区分が異なるため分離発注が必要なもの』『施工条件により単年度完成が不可能なため年度分割発注せざるを得ないもの』等、やむを得ず当初から分割施工が必要なことが明白な場合のみ査定設計書を分割して申請可能とした。

<次ページ>

査定設計積算と実施設計積算の違い

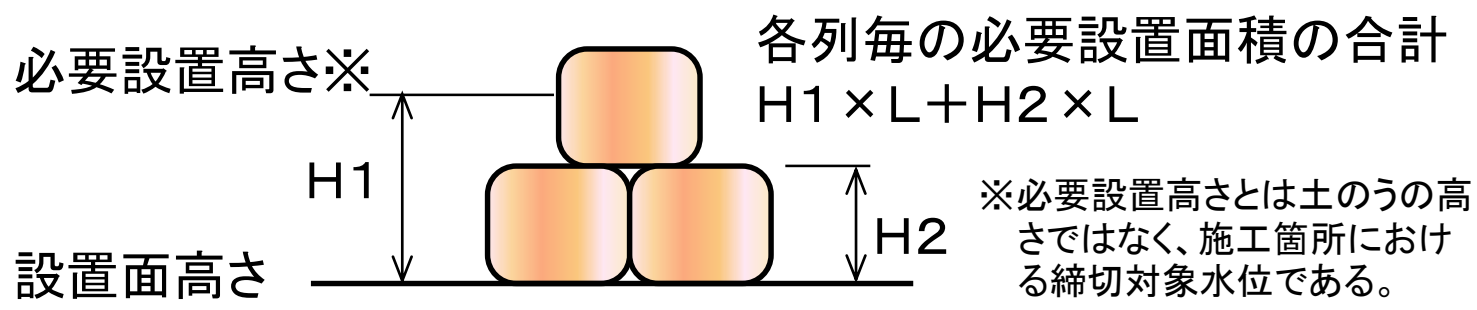
- ⑤ 契約保証に係る一般管理費の補正について、これまで計上ができなかったが、実施設計書との乖離を防止するため、各都道府県（指定都市含む）で定める基準に基づき、計上を可能とした。

実施設計積算と査定設計積算の主要な相違点(1)

1) 大型土のう工の数量(袋)について
必要設置面積(直高H(必要設置高さー設置面高さ) × 延長)を1個当たり面積(1.08m × 1.10m)で除して算出するものとし、**実設置個数を計上しない**。

なお、複数列設置する必要がある場合には、各列毎の必要設置面積の合計から、数量(袋)を算出する。

ただし、**査定前に本工事を含めた復旧工事全てを契約している場合は実施設計の計上個数で査定申請を行う**。



※締切対象水位は締切後の水位を想定(L.W.Lを基準)して、これに必要な応じて若干の余裕高(0.3mまでの範囲)を見込む

実施設計積算と査定設計積算の主要な相違点(2)

2) 消波根固めブロックについて

査定設計時に用いる消波ブロックは災害査定用標準ブロックとする。

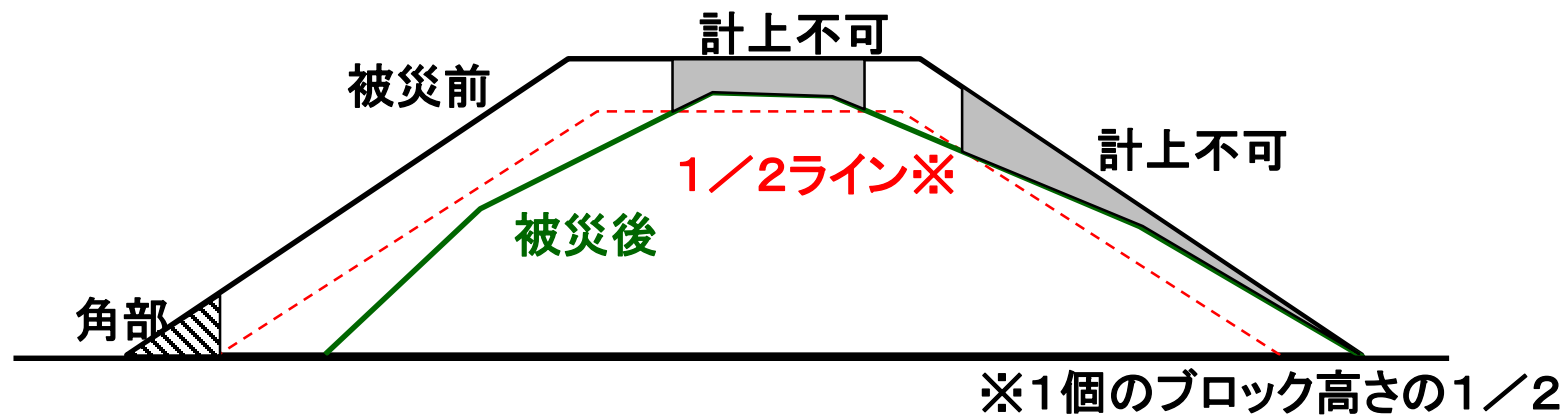
なお、**査定時に**実施するブロックが確定している場合は**実施ブロック**でも可とする。

実施設計積算と査定設計積算の主要な相違点(3)

3) 消波工,離岸堤工等のブロック(平ブロック除く)について

各断面において1個のブロックの高さの1/2以上の沈下が確認された部分は採択することが出来るが、各断面において1個のブロックの高さの1/2未満の沈下部分は、査定設計書では復旧数量(空 m^3)に計上しない。

ただし、**角部**については、構造物として必要断面の中にあることから、**復旧数量に計上する**

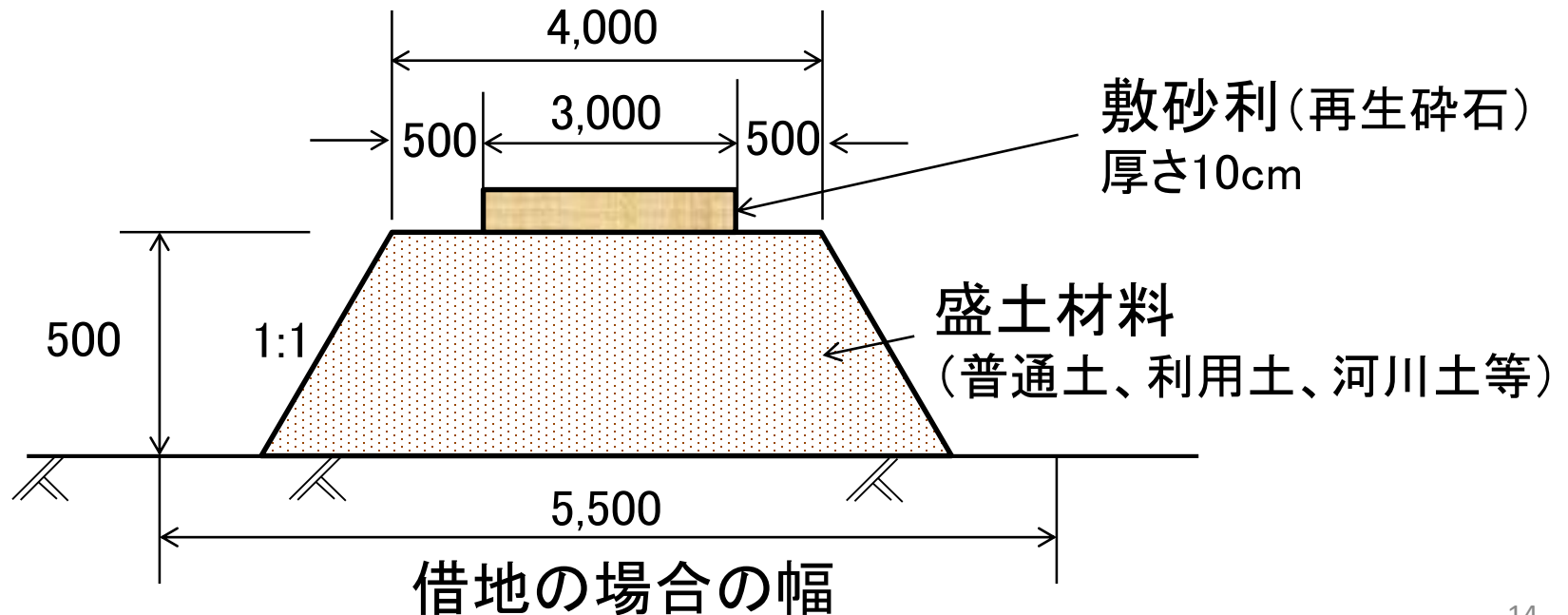


実施設計積算と査定設計積算の主要な相違点(4)

4) 仮設道路について

仮設工の計上もれに注意する

仮設道路の幅員、盛土高さ等は図のように積算する
敷砂利は原則として再生砕石とする



実施設計積算と査定設計積算の主要な相違点(5)

5) 水替工について

水替日数は、査定設計書では**直接工事費(仮設工を除いた金額)**により、**次表の積算方式**によって算出する。

なお、査定申請時に積上日数の算出が可能な場合は、当該日数にて査定申請することも可とする。

ただし、査定前に本工事を含めた復旧工事の全部を契約している場合は、実施設計書で査定申請を行う。

直接工事費	積算式
40万円未満	8(日)
40万円以上	$25.4 \log P - 32.2$ (日)

P ：直接工事費（単位：万円）

※日数の1日未満は切捨とし、橋梁の場合は、下部工を対象とする。また、水替作業が当該工事の大部分にわたる場合は、2割増しとすることができる。1億円をこえるものについては、別途積上とする。

実施設計積算と査定設計積算の主要な相違点(6)

6) 橋梁構造物の撤去について

復旧工事、または河川管理実施上、支障がある場合は計上できる。

なお、河川管理上支障となる場合は、査定までに河川管理者と協議の上、結果について提示するものとする。

実施設計積算と査定設計積算の主要な相違点(7)

7) 事業損失防止施設費・現地発生材等の処分費(投棄料)について

- 事業損失防止施設費の必要性が明確な場合、現場発生材等の搬出場所が確定している場合、査定設計において計上できる。
- 計上した際は、応急仮工事費、事業損失防止施設費及び処分費を除く復旧工事費が限度額以上(都道府県・政令市120万円、市町村60万円)であること。
- 搬出場所が確定していない場合、査定設計では2kmの運搬費用のみ計上できる。

○**設計単価**は、都道府県及び指定都市の長があらかじめ国土交通大臣に協議を行い、**同意を得なければならない**。（負担法施行令第6条第2項）

【同意労務・材料単価】

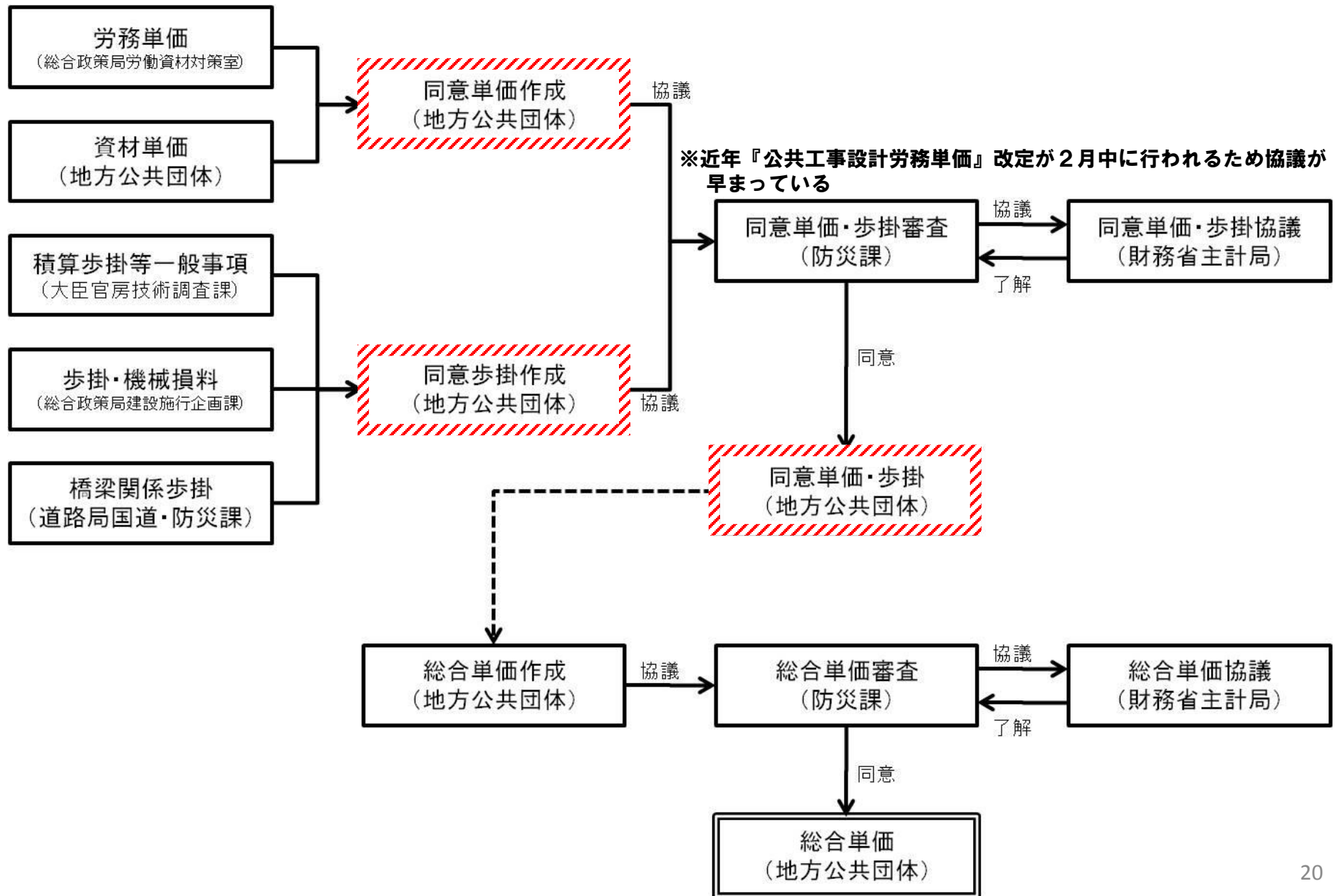
- ・労務単価は「**公共工事設計労務単価**」を使用
- ・材料単価は、『**査定時の市場価格**』とし、設計書に計上する材料の単位あたりの価格は査定時の物価資料等を参考に、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とする。

○**歩掛**は、都道府県及び指定都市の長があらかじめ国土交通大臣に協議を行い、**同意を得なければならない。**（負担法施行令第6条第2項）

【同意歩掛】

- ・「**国土交通省土木工事積算基準**」の標準歩掛を使用
- ・間接工事費についても標準歩掛と同様
- ・但し、**共通仮設費の一部積上げ積算項目（現場環境改善費※旧イメージアップ経費）**については計上できない。

査定設計の単価と歩掛が決まるまでの手続き



○災害復旧事業の実施に際し、『査定時に計上することを忘れた工種（計上漏れ）』や『査定時にカットされた区間』の追加はできない

- ・査定時に、工法・数量を申請者と査定官、立会官の3者で合意して決定するため、実施設計で追加や変更ができない。
- ・査定時に計上を忘れた工種や査定時にカットされた区間の追加はできない、ということを念頭に置いて、査定設計積算を実施。

総合単価

総合単価の目的

○総合単価は、**査定設計積算時間を短縮**することにより、**災害査定までの事務の効率化を図り、早期の災害復旧に寄与**することが目的

- ・当該年度の同意単価及び歩掛を用いて、使用頻度の高い工種について、**直接工事費を算出した単位当たり**（**m、m²等**）の**単価**を定めたもの（平成29年度は122工種）。

総合単価による査定設計書の作成(1)

総合単価 一覧表の例

総合単価 一覧表

工 種	種 別	規 格	単 位	平成27年度単価	摘 要	内訳書番号
法枠工	現場吹付法枠	枠内モルタル吹付(t=8~10cm)	m ²	20,306	(施工規模500m以上(標準)、面積500m ² 以上1000m ² 未満)	24
法枠工	現場吹付法枠	枠内モルタル吹付(t=8~10cm)	m ²	20,921	(施工規模500m以上(標準)、面積500m ² 未満)	25
法枠工	現場吹付法枠	枠内モルタル吹付(t=8~10cm)	m ²	22,370	(施工規模250m以上500m未満、面積500m ² 未満)	26
法枠工	現場吹付法枠	枠内モルタル吹付(t=8~10cm)	m ²	23,820	(施工規模250m未満、面積500m ² 未満)	27
吹付工	モルタル吹付	t = 8 ~ 1 0 c m	m ²	7,058	(施工規模500m ² 以上1000m ² 未満)	28
吹付工	モルタル吹付	t = 8 ~ 1 0 c m	m ²	7,625	(施工規模500m ² 未満)	29
吹付工	コンクリート吹付	t = 1 0 c m	m ²	7,132	(施工規模500m ² 以上1000m ² 未満)	30
吹付工	コンクリート吹付	t = 1 0 c m	m ²	7,706	(施工規模500m ² 未満)	31
コンクリートブロック積工	コンクリートブロック積	河川(基礎・裏込材有・裏コン有)	m ²	26,092	(1:0.3~1:0.9)	32

総合単価による査定設計書の作成(2)

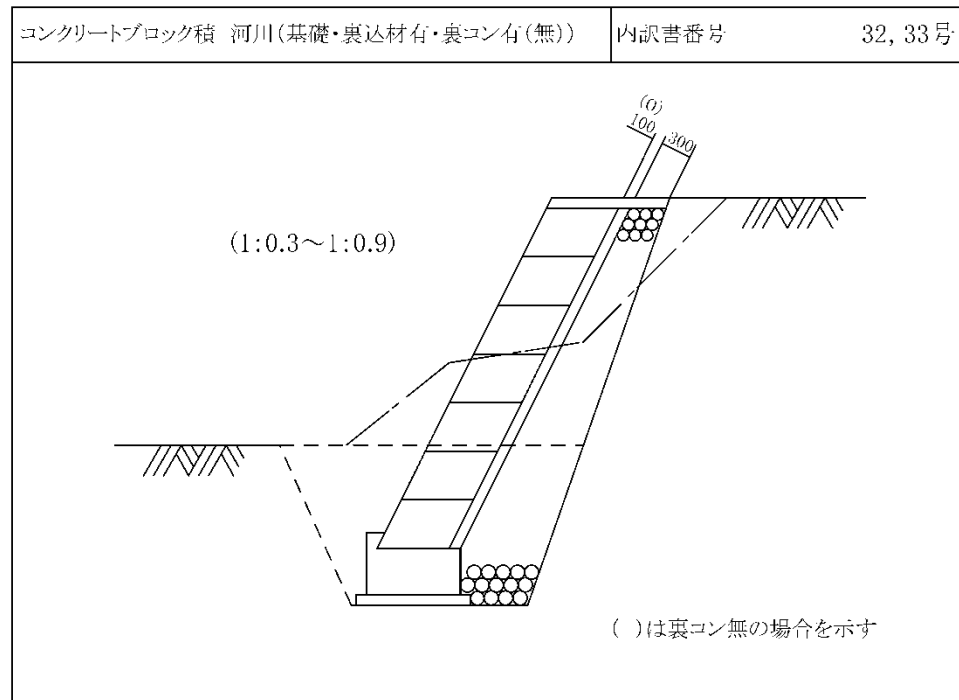
総合単価 内訳表の例

第 32号 内訳書 コンクリートブロック積 河川(基礎・裏込材有・裏コン有) (1:0.3~1:0.9)

1 m²当り

名称	単位	数量	単価	金額	摘要
上工					
バックホウ掘削積込	CB210100	m ³	0.39	243	94
バックホウ床掘	CB210030	m ³	1.04	316	328
型戻工C	CB210410	m ³	0.28	1,486	416
人力埋戻し・タンパ締固め	CB210410	m ³	0.1	5,070	507
ダンプトラック運搬(10t積級)	CB210110	m ³	0.86	543	466
ブロック積工					
コンクリートブロック(積み)	DB930010	m ²	1	14,444	14,444 単価表 2.1
バックホウ掘削積込	CB210100	m ³	0.15	243	36
側込・裏込材工(砕石)	CB226120	m ³	0.36	4,952	1,782
側込・裏込コンクリート工	CB226110	m ³	0.1	21,330	2,133
基礎コンクリート工 小型	CB240010	m ³	0.15	23,990	3,598
基礎コンクリート型枠 小型	CB240210	m ²	0.1	6,131	613
均しコンクリート	CB240010	m ³	0.02	19,100	382
型枠工(均しコンクリート型枠)	CB240210	m ²	0.06	3,465	207
天端コンクリート工 小型	CB240010	m ³	0.03	23,990	719
天端コンクリート 型枠	CB240210	m ²	0.06	6,131	367
直接工事費	式	1		26,092	
総合単価	m ²	1		26,092	

総合単価 標準工法図の例



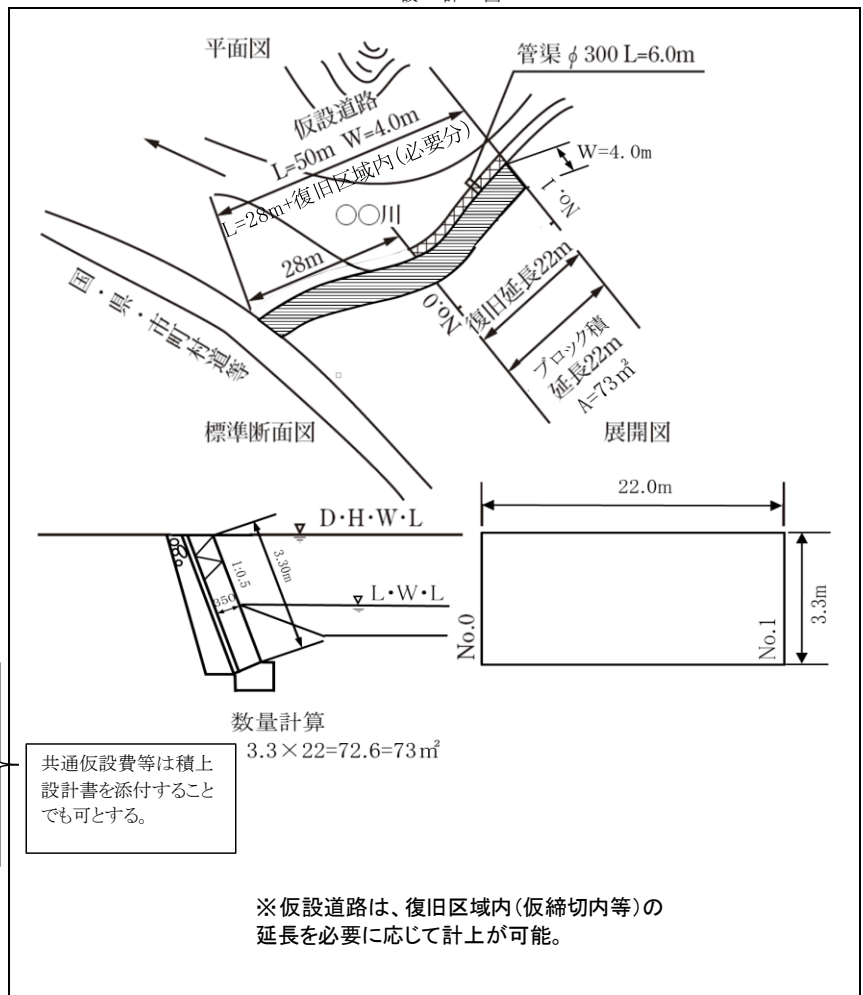
総合単価による査定設計書の作成(3)

総合単価 積算例

総合単価による査定設計書

〇〇県又は〇〇市町村

平成〇年〇月〇日		課長	④	災害係長	④	所長	④	審査者	④	設計者	④
災害年月日	平成〇年〇月〇日			工事概要	復旧延長	22m					
工事番号	第〇〇号				護岸工(コンクリートブロック積)	面積 73 m ²					
河川名	二級河川〇〇川				管渠工(ヒューム管φ300)	1ヶ所6m					
路線名等	〇〇市郡〇〇町大字〇地内				仮設道路工	L=50m					
施工位置	〇〇市郡〇〇町大字〇地内			仮設工(鋼矢板Ⅱ型=5m L=24m)							
工事名	〇〇災害復旧工事										
申請		決定		摘要							
工事費	6,499千円	千円		処分費及び事業損失防止施設費を除く工事〇〇千円。(※)							
内未成	千円	千円									
内転属	千円	千円									
被災原因その他	〇〇による異常出水			気象コード()							
工事費内訳書											
費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要			
工事費							6,499,000	(481,407)			
総合単価 直接工事費	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積	控え35cm	m ²	73	26,092	1,904,716				
	管渠工	ヒューム管	φ300mm	m	6	28,519	171,114				
	仮設工	仮設道路工	W=4.0	m	50	8,626	431,300				
	計						2,507,130				
積上げ 直接工事費	計			式	1		577,500	積上設計書を添付すること			
	直接工事費計						3,084,630				
	共通仮設費計						386,504	12.53%			
	共通仮設費			式	1		386,504				
	純工事費計						3,471,134				
	工事原価計			式	1		1,458,570	42.02%			
	現場管理費						4,929,704				
	一般管理費等			式	1		1,000,236	20.29%			
	工事価格						5,929,000	5,929,940			
	消費税相当額						474,320	5,929,000×0.08			
	本工事費計						6,403,000	6,403,320			
工事雑費	6,403,000×0.015=96,045						96,000				
応急仮 工事費											
	合計						6,499,000				



(注) 1. 費目の金額は1,000円止めとする。
 2. 工事費内訳書の工種欄には、必要に応じ仮設道路、測量及び試験費、用地費等を記入すること。
 3. 設計書はA3判とし、右半分を図面として差し支えない。
 4. 写真はA4判の台紙に貼り付け、設計書に添付すること。
 5. 工事費の摘要欄に工事費に含まれる消費税相当額を円単位()書きで記入すること。
 [消費税相当額] = [(工事費) - (用地費)] × 8/108
 6. 直接工事費(処分費等を除く)が都道府県の場合は120万円に、市町村の場合は60万円に満たない場合のみ摘要欄に※書きを記入すること。
 7. 被災原因その他の欄には、気象コード、被災年月日、異常気象名等を記入すること。

総合単価による査定設計書の作成(4)

- 総合単価は当該年度の平均的な単価・歩掛を使用し、単位当たりの工事費を算出していたが、平成26年からは、使用限度額(1,000万円)を撤廃し、実施設計との金額の乖離を低減するため、単位当たりの直接工事費とした。
- 総合単価と積上積算との併用については、これまで、積上積算額は総合単価積算額の1/2以下としていたが、効率化の観点から制限をなくした。

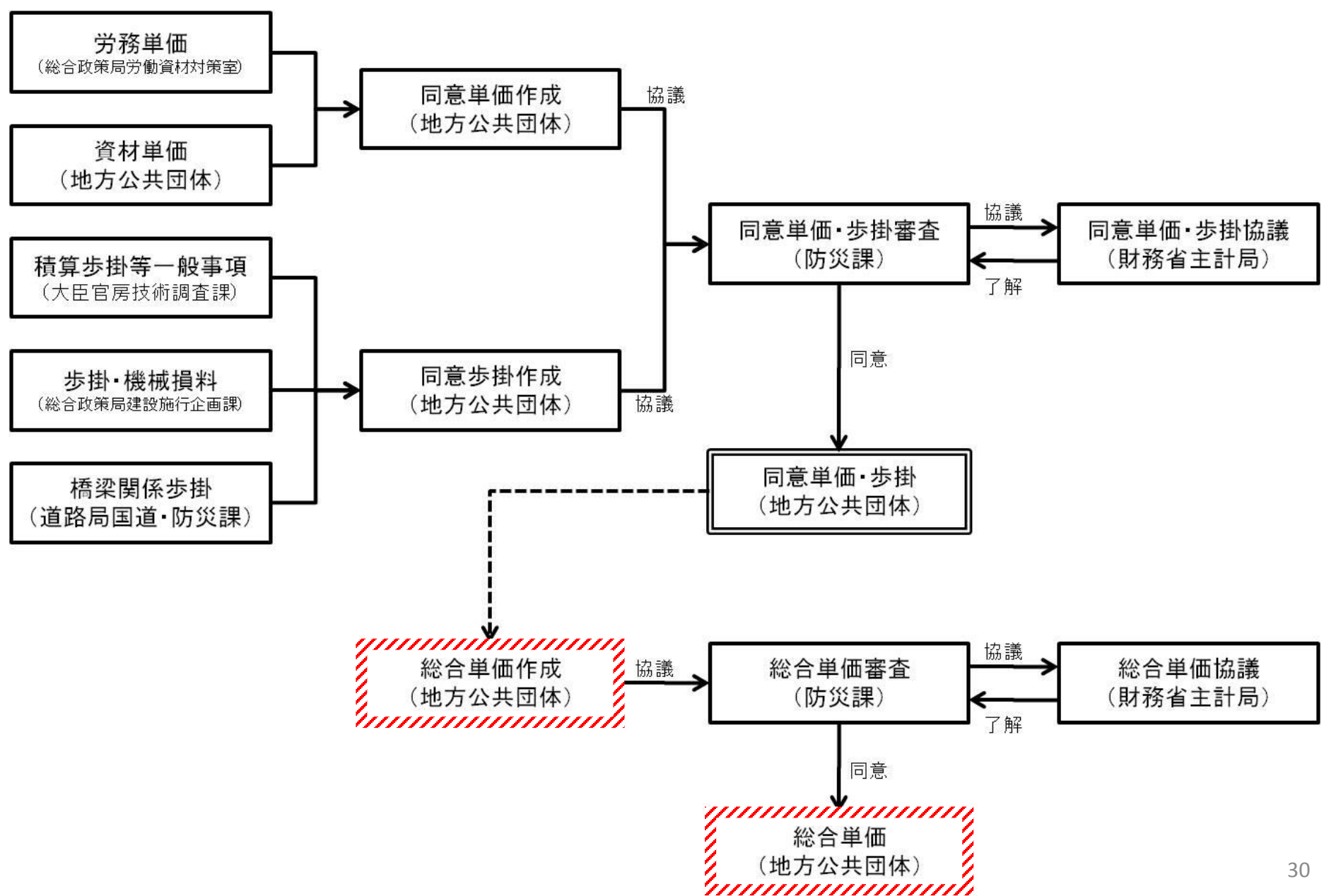
総合単価による査定設計書の作成(5)

- 共通仮設費の工種区分は申請内容全体を勘案した工種区分とする
 - ① 総合単価による積算は総合単価により算出された直接工事費
 - ② 総合単価と積上げの併用による積算は総合単価と積み上げにより算出された直接工事費の合計額

総合単価の使用に際しての留意事項

- ①総合単価の標準工法図は基準を示したものではないので、申請にあたっては必ず基準に基づく厚さ等の諸元を決定すること。
 - ②総合単価の使用に当たっては、積算内容・標準工法図等を十分理解の上、適用すること。
 - ③現地の状況が特殊であったり、総合単価では適正な積算ができない場合は、積上げ積算を行うこと。
- ※大規模災害時以外は積上げ積算が望ましい
- ④総合単価に定めのない工種については、積上げを併用することができる。

総合単価決定までの手続き



設計変更

○**設計変更**とは、負担法施行令第7条に定義される「災害復旧事業費の事業費の決定の基礎となった設計の変更」であり、**軽微な変更を除いて、大臣の同意が必要**

<重要>

・成功認定において、毎年、多数の設計変更(重変)漏れを指摘

→逆を言えば、成功認定で見る視点は主に設計変更が適切に行われているかといったことである

○変更理由は、以下に示すもので**やむを得ないと認められるもの**でなければならない

①水勢又は地形の変動

②誤測又は違算

③物価の変動

④増破

⑤その他①～④に類する事由

→上記の理由に該当しないものは変更の対象とならない

軽微な変更(1)

<注意>

- 『軽微な変更』については、独自判断で取り扱わないこと
(必要に応じて国土交通省防災課へ確認を取る)

→以降に記載されていることが全てであるので拡大解釈等を行わないこと。

(1) 変更による工事費の増減額が決定工事費の3割(3割に相当する金額が300万円以下であるときは300万円)以内で、かつ、1千万円以内のもので、次に該当するもの

イ 誤測又は違算の訂正に係る変更

ロ 大臣同意歩掛の変更が1.2倍以内の変更

軽微な変更(2)

(1) 変更による工事費の増減額が決定工事費の3割(3割に相当する金額が300万円以下であるときは300万円)以内で、かつ、1千万円以内のもので、次に該当するもの

ハ 水勢又は地形の変動その他の事由により必要となる変更のうち、**工法に変更のないもの**で次に該当する変更又は**追加**

- ① 延長の増減が2割以内、かつ、15m以内の変更
- ② 法長又は断面のみの変更(推定岩盤線の変更は除く)
- ③ 仮設工の変更
- ④ 交通誘導警備員又は列車見張員の変更
- ⑤ すり付け工、取付工又は雑工の変更又は**追加**

注意：特に追加については計上漏れはダメ。

軽微な変更(3)

(1) 変更による工事費の増減額が決定工事費の3割(3割に相当する金額が300万円以下であるときは300万円)以内で、かつ、1千万円以内のもので、次に該当するもの

ニ 次に該当する変更で工事の程度に変化を生じないもの

①杭打工事の杭の形式又は寸法の変更

②根固ブロック、被覆ブロックの形式の変更

③推定された岩盤線が存在せず、または脆弱であるため、岩着工法を基礎コンクリート工法とする変更、又は十分な強度の岩盤が存在したため、コンクリート基礎工法を岩着工法とする変更

④遠心力鉄筋コンクリート管の継手構造の変更

軽微な変更(4)

(2) 次に該当する変更又は追加で、**工法及び工事の程度に変更のないもの**

- ① 推定岩盤線の変更による法長又は断面のみの変更
- ② 土の変化率に係る土量の変更
- ③ 再測量に基づきその全数量を計上できる埋塞土又は流木堆積物の変更
- ④ 搬出場所の確定に伴う現場発生材の運搬費用の変更又は投棄料の追加

注意：金額の縛りが無いことを知っておくこと。

合併施行

○災害復旧事業と他の事業を合併して施行することをいい、**大臣の同意が必要**

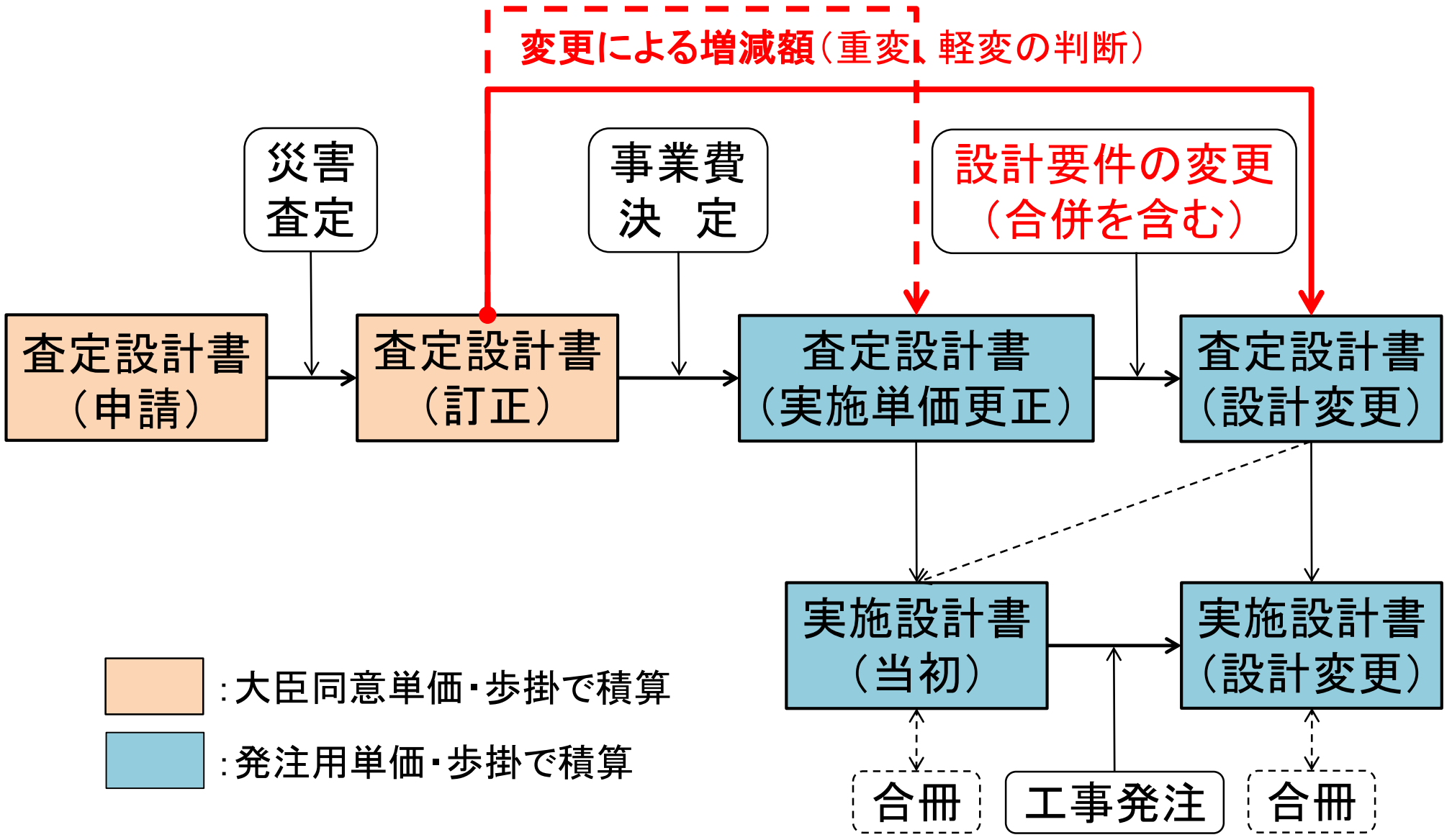
①災害復旧事業の目的を達していること

②合併施工により施設の効用が増大すること

○設計変更時の条件により、**実施単価更正分まで災害費を優先支出**(それ以外は他の事業費)

○合併を行わず他の事業と一体で施工(発注)する場合(合冊)は、災害費と他事業費でお互い必要分を支出

設計変更



設計変更の留意事項

- ①負担法施行令第7条に基づき設計の**変更の協議の**
手続きに遅滞の無いように法令を遵守すること。
- ②施設管理者の責任として緊急的に対処が必要な場
合以外は**設計変更の手続き後に工事着手**すること。
- ③申請者からの**設計変更申請日は、防災課との事前**
打合せにおいて了解が得られた日以降の日とする。

平成28年度決算検査報告

【会計検査院からの指摘事項】

平成28年度決算検査報告【会計検査院からの指摘事項】

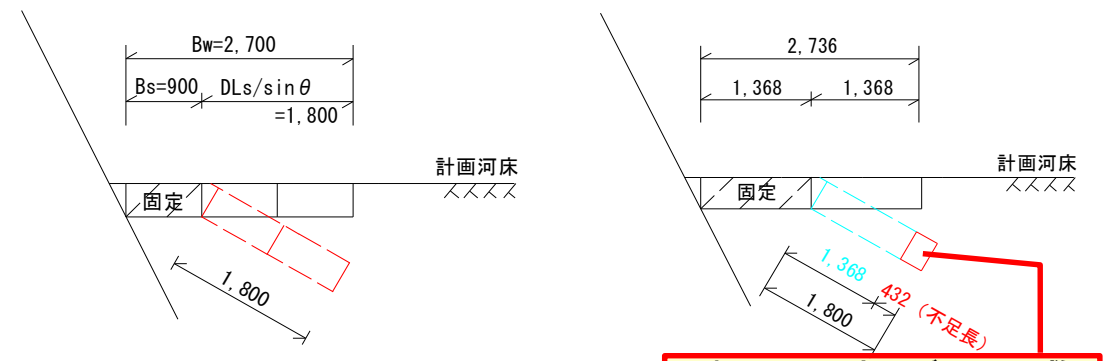
事業主体 ○○県
 事業内容 H26.7梅雨前線豪雨により被災した二級河川▲▲川の護岸工および根固工等を施工

工事内容
 ・施工延長 L=40.0m
 ・連節ブロック張 A=414㎡
 ・根固ブロック N=72個
 ・契約 平成26年12月
 ・竣工 平成27年4月

【指摘の概要】
 根固工敷設幅の設計が適切でなかったと指摘されたもの。

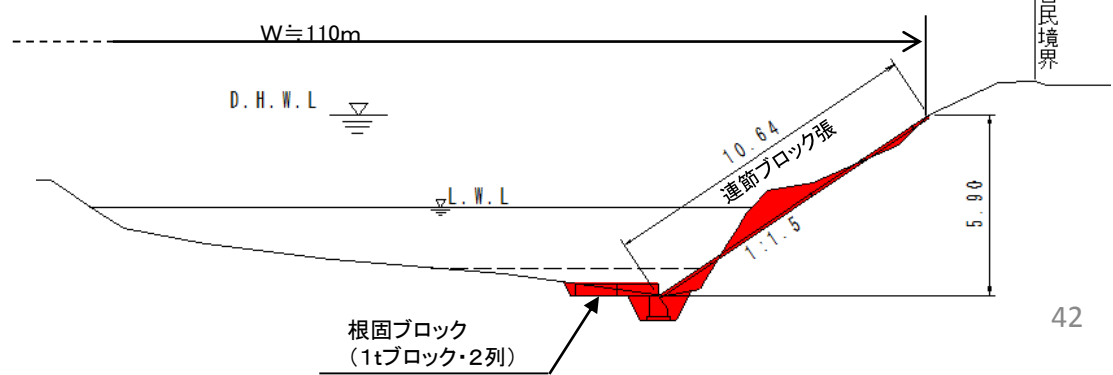
①査定決定 (0.5tブロック・3列)
 0.5t根固ブロック(幅0.9m)で、技術基準の照査式により算出した敷設幅2.7mを満足するように設計

②実施設計 (1.0tブロック・2列)
 敷設幅2.7mを満足する割付を検討し、最も経済的な1t根固ブロック(1.368m)・2列を採用



幅1.368mの根固ブロックで敷設した場合、技術基準等の照査式より本来必要となる敷設幅3.168mに対して、0.432mの不足

【横断面図(工事発注時)】



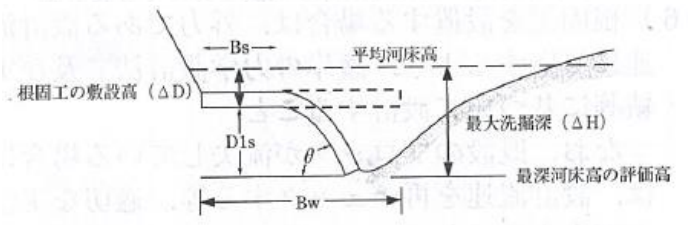
技術基準の照査式 (H29 災害手帳 P.414・抜粋)

9) 敷設幅は、河床低下が生じても、最低1列もしくは2m程度以上の平坦幅を確保する必要がある。敷設幅は、次式により求めるものとする。

$$B_w = B_s + Dls / \sin \theta$$

ここで、

- B_w : 根固工の敷設幅
- B_s : 護岸前面の平坦幅 (ブロック1列又は2m程度以上)
- Dls : 根固工の敷設高(ΔD)と最大洗掘深(ΔH)の高低差
- θ : 河床洗掘時の斜面勾配 (30°を用いてよい)



平成28年度決算検査報告【会計検査院からの指摘事項】

事業主体 ■■■県□□市

事業内容 H25.9.3~4の台風17号により被災した□□市道××号線の災害復旧事業として受圧板及びアンカー工を実施した。

工事内容

- ・復旧延長L=57.0m
- ・受圧板 V=66.0m³
- ・アンカー工 N=24.0本
- ・契約 平成26年1月
- ・竣工 平成26年8月

【指摘の概要】

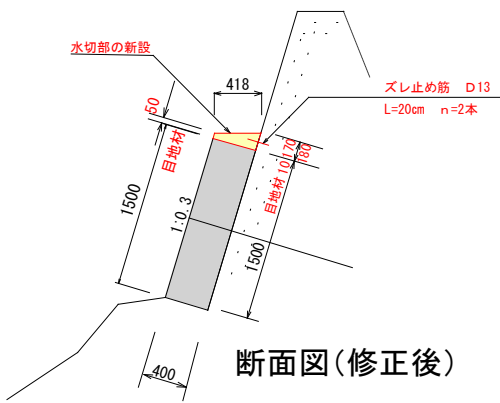
査定決定時は、アンカー工における3号受圧板(Bブロック)において、受圧板形状を縦1.5m、横1.5mとして応力計算を行い、主鉄筋の許容引張応力度を満たしていた。

しかし、工事発注に当たり、受圧板上部に水切り部を新設したことで、受圧板形状が縦1.62m、横1.5mで設計していた。再計算を行った結果、主鉄筋の引張応力度が218.9N/mm²となり、許容引張応力度180N/mm²を上回り、所要の安全度を満足できていないと指摘されたもの。

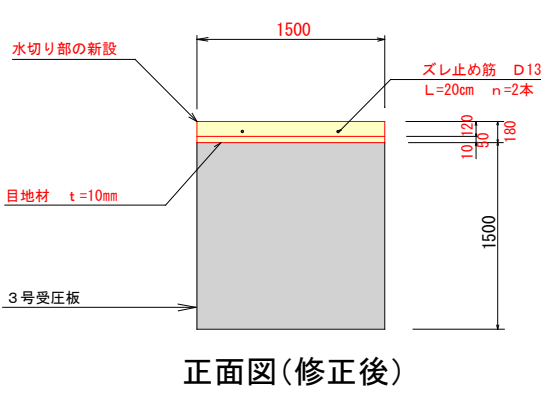


修繕前

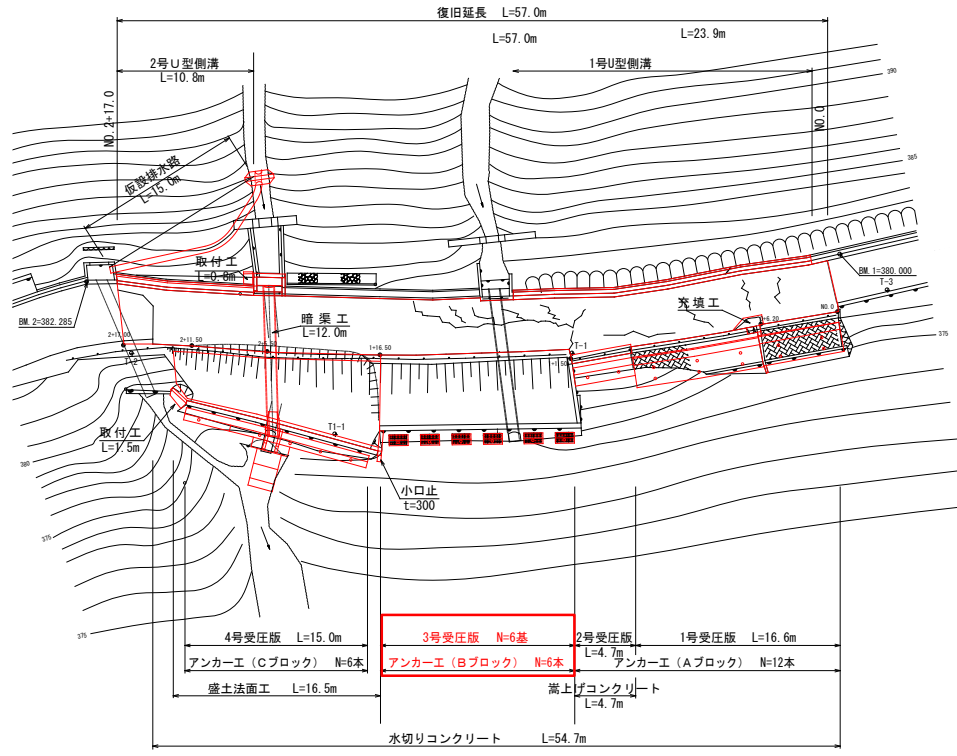
修繕後



断面図(修正後)



正面図(修正後)



平面図

大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化） 及び事前ルール化について

平成30年5月15日

国土交通省水管理・国土保全局防災課

大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化について

【背景】

- ・大規模災害が発生した際、**インフラの迅速な復旧が急務**
- ・これまでの大規模災害では、災害査定をスピーディーかつ効率的に進めるため、**様々な「査定の効率化(簡素化)」を実施。**
- ・しかしながら、個別の災害毎に効率化(簡素化)の内容を決めていたため**決定までに約1箇月を要していた。**
- ・そのため、南海トラフ地震、首都直下地震、スーパー台風等の大規模災害に備え、より迅速に**災害査定の効率化(簡素化)の 具体的内容を決定することが必要。**

【事前ルール化】

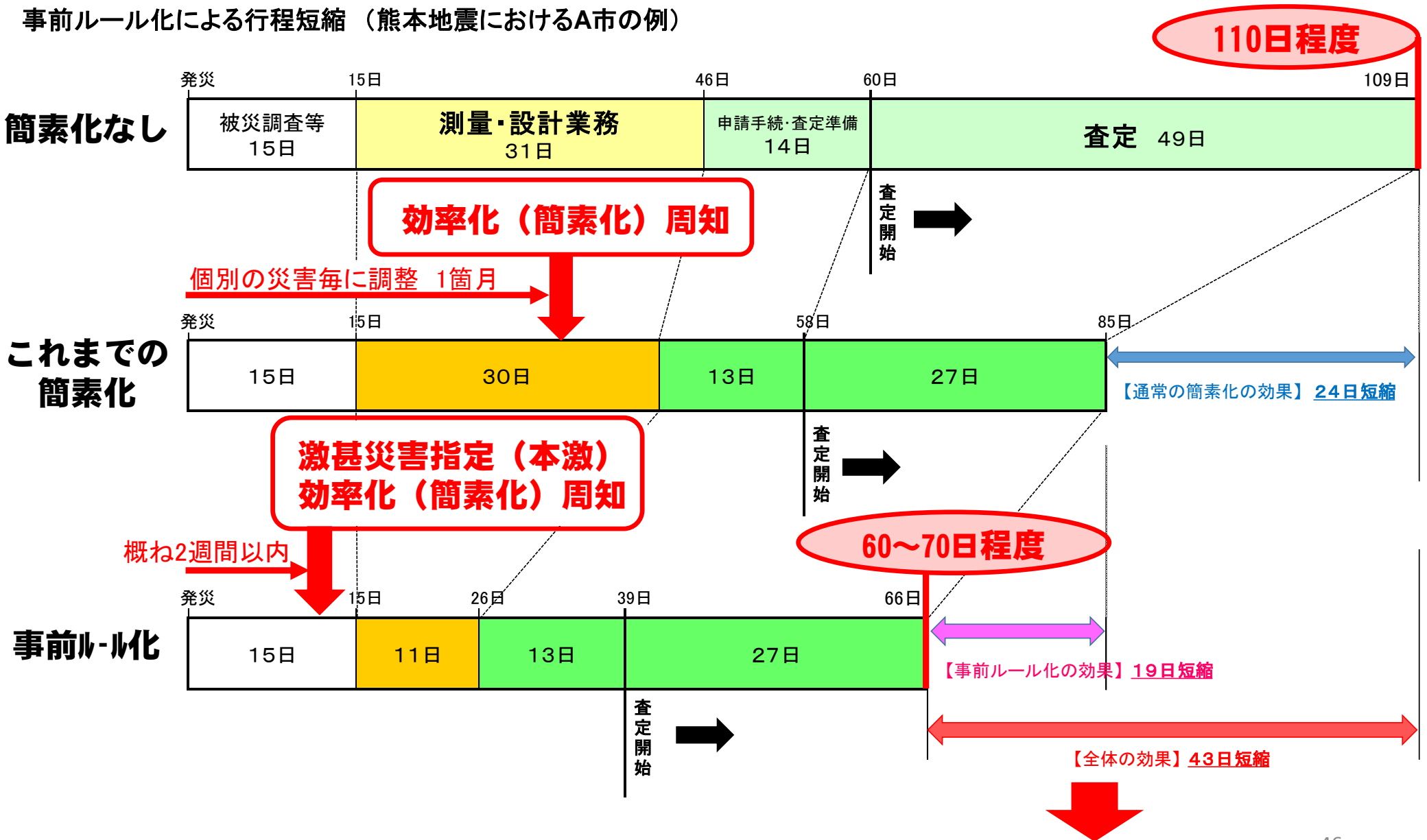
- ・**カテゴリーS**: 激甚災害(本激)に指定又は指定の事前公表がされた災害で、かつ、**緊急災害対策本部(政府)が設置された災害**
(過去の事例: 東日本大震災(H23))
- ・**カテゴリーA**: 激甚災害(本激)に指定又は指定の事前公表がされた災害
(過去の事例: 熊本地震(H28)、台風12号(H23)、新潟県中越地震(H16)、阪神淡路大震災(H7)などを含む14災害)
- カテゴリーS・Aの災害の要件を満たした場合、以下の効率化(簡素化)を実施**

災害査定の手続きの効率化(簡素化)の主な内容

- ①**机上査定限度額の引上げ**(カテゴリーSは被害件数の概ね9割、カテゴリーAは被害件数の概ね7割となる金額まで引き上げる)
(原則: 300万円) (参考: 過去の事例 カテゴリーS 5,000万円、カテゴリーA 1,000万円)
: 会議室で書類のみで行う机上査定の対象限度額の引上げにより査定期間を短縮
- ②**採択保留額の引上げ**(カテゴリーSは採択保留件数の概ね9割、カテゴリーAは採択保留件数の概ね6割となる金額まで引き上げる)
(原則: 4億円) (参考: 過去の事例 カテゴリーS 30億円、カテゴリーA 8億円)
: 現地で決定できる災害復旧事業の金額の引上げにより早期着手が可能
- ③**設計図書の簡素化**
: 設計図書の作成において**航空写真**や**標準的な断面図**等の活用により**測量・設計期間を短縮** など

大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール化について

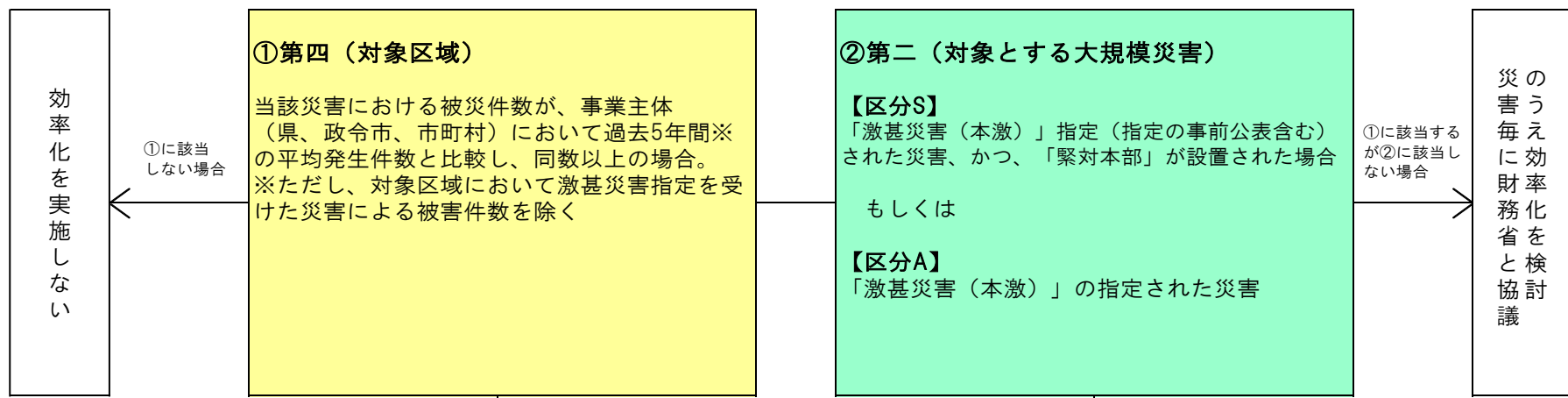
事前ルール化による行程短縮（熊本地震におけるA市の例）



被災施設の早期復旧・被災地の早期復興を支援

大規模災害時の災害査定効率化(簡素化)及び事前ルール化について

災害査定を効率化するかどうかの判断基準



大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針により効率化を実施

第五 (机上査定)
机上査定限度額の引き上げ

①目的
実地査定件数を減らすことで、査定に要する人員の負担軽減及び査定時間の縮減を図る。

②机上査定額引き上げの考え方
各局所管の全被災件数のうち机上査定対象件数が、区分Sは、申請予定箇所数全体のおおむね9割の箇所に達する被害金額(机上査定上限額)以下の箇所、区分Aは申請予定箇所数全体のおおむね7割の箇所に達する被害金額(机上査定上限額)以下の箇所となるように設定する。

第六 (採択保留)
採択保留金額の引き上げ

①目的
現地で事業採択することができる査定件数を増やすことで、規模が大きく、工期を要する工事の早期着手を図る。

②保留金額引き上げの考え方
各局所管の全保留対象件数のうち区分Sは並べた被災箇所数全体のおおむね9割の箇所に達する被害金額(採択保留金額)以上の箇所、区分Aは並べた被災箇所数全体のおおむね6割の箇所に達する被害金額(採択保留金額)以上の箇所となるように設定する。

第七 (設計図書に添付する図面等)
設計図書・積算の効率化

①目的
査定準備期間の短縮を図る。
航空写真や既存図面等を活用することで、査定設計書の作成に必要な査定準備期間、査定期間の短縮及び作業量(測量、図面作成等)の負担軽減を図る。

②設計図書の簡素化の考え方
平面図は既存の台帳や国土地理院地図や航空写真を用いることができる。断面図は代表断面を用いることができる。
写真は航空写真等を用いることができる。

第八 (一箇所の工事)
1箇所工事の取り扱い

①目的
被災した箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事を一箇所の工事とする現行の取扱いに加え、工事の工期や発注単位を勘案して、被災した箇所が100mを超える箇所であっても「統合」すること及び被災した箇所間の距離にかかわらず適度な工事発注単位に「分割」することを認め、一箇所工事の施工期間が長期となり、出水期の対策や通行規制などの長期化の懸念がある場合に工事への支障や社会的影響の負担軽減を図る。

対象とする大規模災害について

区分A

区分S

激甚法

・本激指定
(事前公表)

災対法

・緊対本部

緊対本部設置

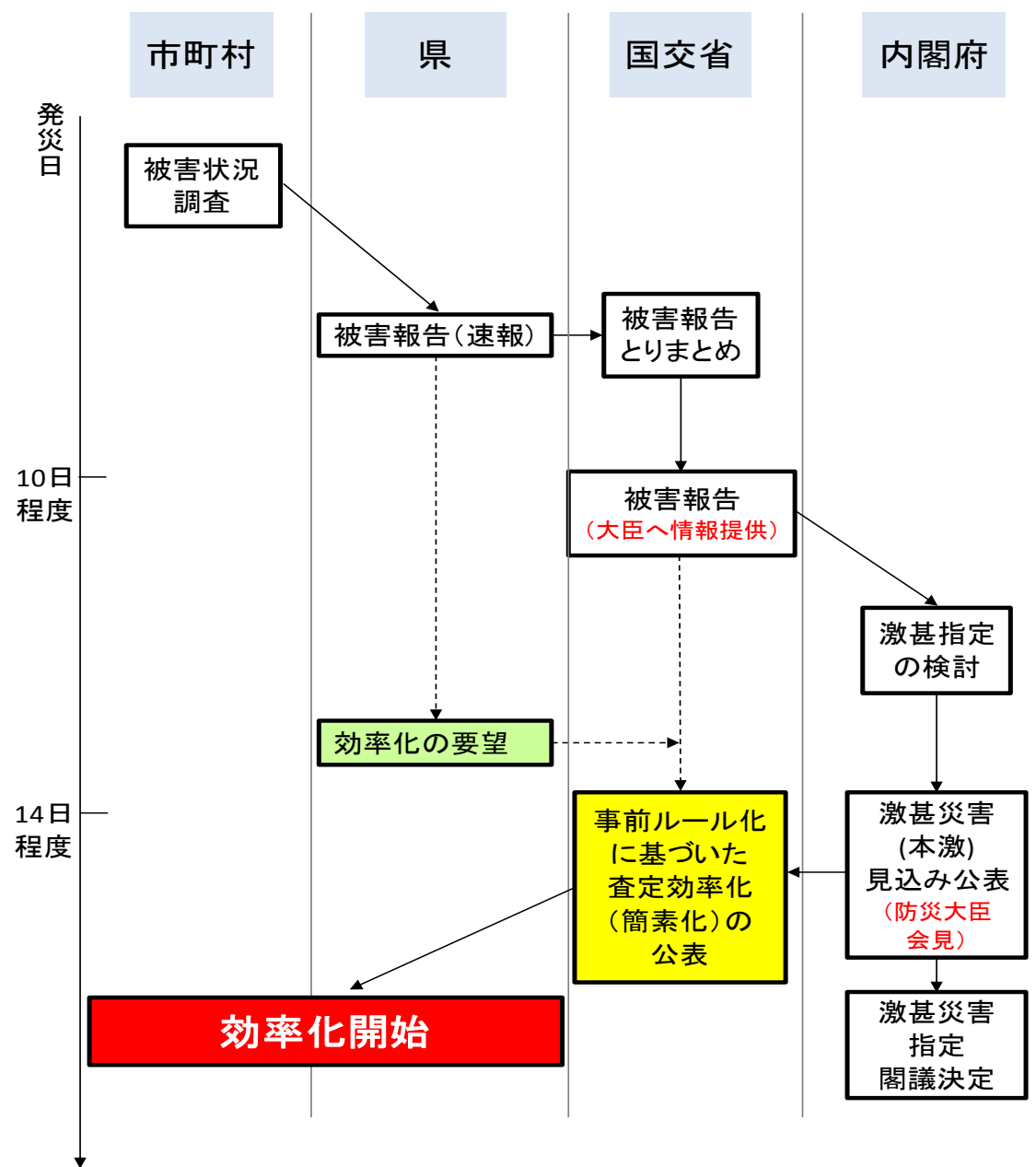
区分A = 激甚災害(本激)のうち区分S以外⁴⁸

大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化について

	適用時期	区分	災害規模	緊対本部	激甚指定	区分S、Aに相当する過去の災害の例
災害査定の方針による効率化 (本査定方針による)	タイミングで適用開始 要望後本激指定の	区分S	大 ↑ 小	設置	本激 指定	・平成23年東日本大震災
		区分A		—		・平成7年阪神淡路大震災 ・平成16年新潟中越地震 ・平成28年熊本地震 ・平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨 等
個別に財務省と協議し 効率化(通常の効率化)	約1ヶ月 要望から適用まで	—		—	局激	

大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化について

発災から効率化開始までの流れ



国土交通省の各局が所管する対象施設

国土交通省		
都市局所管	水管理・国土保全局所管	港湾局所管
十一 公園	一 河川	八 港湾
	二 海岸	二 海岸
	三 砂防設備	
	五 地すべり防止施設	
	六 急傾斜地崩壊防止施設	
	七 道路	
	十 下水道	

数字は負担法第三条の各号を示す

平成29年災で実施した査定の効率化

平成29年に実施した災害査定効率化

平成29年は平成29年7月九州北部豪雨，平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨，平成29年9月15日から9月19日までの間の暴風雨及び豪雨，平成29年10月21日から10月23日までの間の暴風雨において，効率化を実施

		通常	平成29年10月21日から10月23日までの間の暴風雨	平成29年9月15日から9月19日までの間の暴風雨及び豪雨	平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨	平成29年梅雨前線豪雨等 (平成29年7月九州北部豪雨)
			奈良県・三重県・和歌山県・大阪府・新潟県・京都府・福井県・富山県	京都府・兵庫県・鳥取県・岡山県・香川県・愛媛県・大分県	秋田県	福岡県・大分県・新潟県・石川県・広島県・長崎県
効率化項目	設計図書の簡素化	—	奈良県・三重県・大阪府・福井県・和歌山県・富山県	大分県	秋田県	福岡県・大分県
	机上査定額	3 億円未済	(H29.11.17) 奈良県・三重県・和歌山県・大阪府・新潟県・京都府・福井県・富山県： 9 億円以下	(H29.10.10) 大分県【早局】： 1 千万円以下 京都府【早局】・愛媛県： 9 億円以下 鳥取県： 8 百万円以下 兵庫県・香川県： 6 百万円以下 岡山県： 4 百万円以下	(H29.8.22) 秋田県： 1 千万円以下	(H29.7.25) 福岡県【早局】： 3 千 5 百万円以下 大分県【早局】： 1 千万円以下 新潟県： 1 千万円以下 石川県： 8 百万円以下 広島県： 7 百万円以下 長崎県： 5 百万円以下
	採択保留引上げ	4 億円未済	—	—	6 億円未済 ※九州北部と同様の扱い	6 億円未済

ご静聴ありがとうございました